

＊北海道公報

発行 北 海 道
編集 総 務 部
行 政 局
文 書 課
電話 011-204-5035
FAX 011-232-1385

目次

告 示

○水域利用調整区域の指定…………… (危機対策課)	54
○知事権限に係る保安林の指定の解除…………… (治山課)	56
総合振興局告示及び振興局告示	
○特定調達契約に係る入札の公告……………	56
道警察本部告示	
○特定調達契約に係る落札者等の公示 (3件)……………	57

告 示

北海道告示第327号

北海道プレジャーボート等の事故防止等に関する条例 (平成15年北海道条例第35号) 第18条の規定により、次の水域を水域利用調整区域に指定した。

令和5年6月23日

北海道知事 鈴木直道

1 石狩浜海水浴場水域

(1) 区域

おおむね次のA、B、C及びD点を結んだ線内であって、北海道プレジャーボート等の事故防止等に関する条例施行規則 (平成16年北海道規則第23号。以下「規則」という。) 第10条第4項に規定される浮標及び立標に囲まれた区域

- (A点) 石狩市道2丁目線の北西方向延長線 (以下「基線1」という。) と海岸線が交差する地点から石狩河口方向へ海岸線に沿い600mの地点
- (B点) A点から基線1に平行する直線上の沖合80mの地点
- (C点) 基線1と海岸線が交差する地点から東埠頭方向へ海岸線沿い100mの地点
- (D点) C点から基線1に平行する直線上の沖合80mの地点

(2) 制限又は禁止される行為

水域利用調整区域内におけるプレジャーボート等の航行又はプレジャーボート等を使用して行われるレクリエーション活動の禁止

(3) 期間

令和5年7月8日から同年8月20日まで

2 おたるドリームビーチ海水浴場水域

(1) 区域

おおむね次のA、B、C及びD点を結んだ線内であって、規則第10条第4項に規定される浮標及び立標に囲まれた区域

- (A点) 小樽市道大浜海水浴場通線の北西方向延長線 (以下「基線2」という。) と海岸線が交差する地点から星置側河口方向へ海岸線に沿い329.5mの地点
- (B点) A点から基線2に平行する直線上の沖合方向110mの地点
- (C点) 基線2と海岸線が交差する地点から星置川河口方向へ海岸線に沿い900mの地点
- (D点) C点から基線2に平行する直線上の沖合方向110mの地点

(2) 制限又は禁止される行為

水域利用調整区域内におけるプレジャーボート等の航行又はプレジャーボート等を使用して行われるレクリエーション活動の禁止

(3) 期間

令和5年6月23日から同年8月31日まで

3 銭函ヨットハーバー水域

(1) 区域

おおむね次のA、B、C及びD点を結んだ線内であって、規則第10条第4項に規定される浮標及び立標に囲まれた区域

- (A点) 小樽市銭函3丁目51番地8西端境界線の北西方向延長線 (以下「基線3-1」という。) と海岸線が交差する地点
- (B点) 基線3-1上で、A点から沖合方向210mの地点
- (C点) 小樽市銭函3丁目398番地北東端境界線の北西方向延長線 (以下「基線3-2」という。) と海岸線が交差する地点
- (D点) 基線3-2上で、C点から沖合方向250mの地点

(2) 制限又は禁止される行為

水域利用調整区域内におけるプレジャーボート等の航行又はプレジャーボート等を使用して行われるレクリエーション活動の禁止

(3) 期間

令和5年6月23日から同年8月31日まで

4 銭函海水浴場水域

(1) 区域

おおむね次のA、B、C及びD点を結んだ線内であって、規則第10条第4項に規定される浮標及び立標に囲まれた区域

- (A点) 小樽市銭函3丁目398番地北東端境界線の北西方向延長線(以下「基線4」という。)と海岸線が交差する地点
- (B点) 基線4上で、A点から沖合方向250mの地点
- (C点) A点から小樽市街地方向へ海岸線に沿い480mの地点
- (D点) C点から基線4に平行する直線上の沖合230mの地点
- (2) 制限又は禁止される行為
水域利用調整区域内におけるプレジャーボート等の航行又はプレジャーボート等を使用して行われるレクリエーション活動の禁止
- (3) 期間
令和5年7月1日から同年8月24日まで
- 5 蘭島海水浴場、水産動植物増殖施設水域
- (1) 区域
おおむね次のA、B、C、D、E、F、G、H、I、J、K、L、M及びN点を結んだ線内であって、規則第10条第4項に規定される浮標及び立標に囲まれた区域
- (A点) 小樽市蘭島1丁目338番地4と小樽市蘭島1丁目339番地1の境界線(以下「基線5-1」という。)と海岸線が交差する地点
- (B点) A点から小樽市街地方向へ海岸線に沿い500mの地点
- (C点) 小樽市蘭島1丁目102番地4と小樽市蘭島1丁目102番地7の境界線(以下「基線5-2」という。)と海岸線が交差する地点
- (D点) 基線5-2上で、C点から沖合方向350mの地点
- (E点) 小樽市蘭島1丁目97番地と国有地の境界線(以下「基線5-3」という。)と海岸線が交差する地点
- (F点) 基線5-3上で、E点から沖合方向150mの地点
- (G点) 基線5-2上で、C点から沖合方向150mの地点
- (H点) B点から基線5-1に平行する直線上の沖合方向100mの地点
- (I点) 小樽市蘭島1丁目332番地2と小樽市蘭島1丁目333番地5の境界線(以下「基線5-4」という。)と海岸線が交差する地点
- (J点) 基線5-4上で、I点から沖合方向350mの地点
- (K点) 基線5-1上で、A点から沖合方向400mの地点
- (L点) A点から余市方向へ海岸線に沿い180mの地点
- (M点) L点から余市方向へ海岸線に沿い200mの地点
- (N点) 基線5-4上で、I点から沖合方向100mの地点
- (2) 制限又は禁止される行為
水域利用調整区域内におけるプレジャーボート等の航行又はプレジャーボート等を使用して行われるレクリエーション活動の禁止

- (3) 期間
令和5年7月7日から同年8月20日まで
- 6 浜中・モイレ海水浴場水域
- (1) 区域
おおむね次のA、B、C及びD点を結んだ線内であって、規則第10条第4項に規定される浮標及び立標に囲まれた区域
- (A点) 余市町道旧役場線東方向延長線(以下「基線6」という。)と海岸線が交差する地点から余市川河口方向へ海岸線に沿い50mの地点
- (B点) A点から基線6に平行する直線上の沖合40mの地点
- (C点) 基線6と海岸線が交差する地点からヌッチ川河口方向へ海岸線に沿い550mの地点
- (D点) C点から基線6に平行する直線上の沖合100mの地点
- (2) 制限又は禁止される行為
水域利用調整区域内におけるプレジャーボート等の航行又はプレジャーボート等を使用して行われるレクリエーション活動の禁止
- (3) 期間
令和5年7月14日から同年8月16日まで
- 7 壮瞥温泉園地水域
- (1) 区域
おおむね次のA、B、C及びD点を結んだ線内であって、規則第10条第4項に規定される浮標及び立標に囲まれた区域
- (A点) 壮瞥町道公営住宅線の北方向延長線(以下「基線7-1」という。)と湖岸線が交差する地点から西へ40mの地点
- (B点) 基線7-1上で、基線7-1と海岸線が交差する地点から沖合方向300mの地点
- (C点) 壮瞥町四十三川導流堤右岸先端部より中島棧橋方向延長線(以下「基線7-2」という。)上で、基線7-2と湖岸線が交差する地点から沖合方向300mの地点
- (D点) 基線7-2と湖岸線が交差する地点
- (2) 制限又は禁止される行為
水域利用調整区域内におけるプレジャーボート等の航行又はプレジャーボート等を使用して行われるレクリエーション活動の禁止
- (3) 期間
令和5年7月1日から同年9月30日まで

北海道告示第328号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

令和5年6月23日

北海道知事 鈴木直道

1 解除に係る保安林の所在場所 河西郡更別村字更南16の1・16の2（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的 風害の防備

3 解除の理由 河川管理施設用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を北海道十勝総合振興局産業振興部林務課及び更別村役場に備え置いて縦覧に供する。）

総合振興局告示及び振興局告示

北海道釧路総合振興局告示第7号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

なお、この入札に係る調達、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける。

令和5年6月23日

釧路総合振興局長 木村英也

1 入札に付する事項

(1) 調達をする物品等の名称及び数量

ア ロータリ除雪車（1.5m／800t） 1台（交換契約によりロータリ除雪車1台（100PS）を契約の相手方に供し、ロータリ除雪車1台を契約の相手方から調達する。）

イ 除雪トラック（7t級4×4タンク型） 1台（交換契約により除雪トラック1台（7t級4×4タンク型）を契約の相手方に供し、除雪トラック1台を契約の相手方から調達する。）

ウ 除雪トラック（7t級4×4専用型） 1台

アからウまではそれぞれの入札とする。

(2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書による。

(3) 納入期日 令和6年3月27日（水）

(4) 納入場所 入札説明書による。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

- (1) 令和5年度に有効な道の競争入札参加資格のうち物品の購入の資格を有すること。
- (2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
- (3) 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。
- (4) 当該調達をする物品等に係る技術及び設備を有していることを証明した者であること。
- (5) 当該調達をする物品等又はこれと同等の類似品に係る納入（製造）実績等があることを証明した者であること。
- (6) 当該調達をする物品等に関し、迅速なアフターサービス・メンテナンスの体制が整備されていることを証明した者であること。
- (7) 納入地区において、当該調達をする物品等を納入後、10年間以上の部品の供給が可能であること及び速やかに部品調達ができることを証明した者であること。
- (8) この入札に参加を希望する者が、商法（明治32年法律第48号）第27条又は会社法（平成17年法律第86号）第16条の代理商の場合は、代理商契約を証明する書類を添付したものであること。

3 条件付一般競争入札参加資格の審査

- (1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、2の(4)から(8)までに掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

ア 申請の時期 令和5年6月23日（金）から同年7月24日（月）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の毎日午前9時から午後5時まで

イ 申請の方法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

ウ 申請書類の提出先 郵便番号 085-0006 釧路市双葉町6番10号
北海道釧路総合振興局釧路建設管理部建設行政室建設行政課

- (2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

4 契約条項を示す場所

北海道釧路総合振興局釧路建設管理部建設行政室建設行政課

5 入札執行の場所及び日時

- (1) 入札場所 釧路市双葉町6番10号 北海道釧路総合振興局釧路建設管理部3階大会議室（送付による場合は、郵便番号 085-0006 釧路市双葉町6番10号 北海道釧路総合振興局釧路建設管理部建設行政室建設行政課）

(2) 入札日時 令和5年8月4日(金)午後1時30分(送付による場合は、同月1日(火)午後5時までに必着)

(3) 開札場所 (1)に同じ。

(4) 開札日時 (2)に同じ。

6 入札保証金

平成16年北海道告示第448号の1の(1)による。

7 入札説明書の交付に関する事項

(1) 交付場所 4に同じ。

(2) 交付方法 (1)の場所で交付する。
なお、釧路総合振興局釧路建設管理部のホームページ
(<https://www.kushiro.pref.hokkaido.lg.jp/kk/kkk/index.html>)においてダウンロードすることができる。

8 落札者の決定方法及び契約書作成の要否

平成16年北海道告示第448号の2の(2)のA及び3の(1)による。

9 落札者と契約の締結を行わない場合

落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講ずることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。

10 その他

平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(3)、(5)、(7)、(8)、(11)及び(14)から(16)までによるほか、次による。

契約に関する事務を担当する組織

- (1) 名称 北海道釧路総合振興局釧路建設管理部建設行政室建設行政課
- (2) 所在地 郵便番号 085-0006 釧路市双葉町6番10号
- (3) 電話番号 0154-23-6114

11 Summary

A Nature and quantity of the products to be procured :

- a Rotary Snowplow Truck (1.5 m / 800 t) Quantity 1
- b Snow Removal Truck (7 tons class, 4×4) Quantity 1
- c Snow Removal Truck (7 tons class, 4×4) Quantity 1

B Bid tendering date and time : 1 : 30 P.M., August 4, 2023

(If mailed, bids must arrive no later than 5 : 00 P.M., August 1, 2023)

C Contact : Constructional Administration Division, Office of Constructional Administration, Kushiro Department of Public Works Management, Kushiro General Subprefectural Bureau, Hokkaido Government, Futaba-cho 6-10, Kushiro, Hokkaido 085-0006 Japan

Phone : 0154-23-6114

道警察本部告示

北海道警察本部告示第358号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

令和5年6月23日

北海道警察本部長 鈴木信弘

1 落札に係る物品等の名称及び数量

- (1) 警察官(男性)用合服上衣 915着
- (2) 警察官(男性)用合服ズボン 1,604本

2 落札を決定した日

令和5年6月9日

3 落札者の氏名及び住所

- (1) 氏名 株式会社パル
- (2) 住所 札幌市中央区北13条西17丁目1番36号

4 落札金額

42,503,505円

5 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

6 一般競争入札の公告

令和5年4月28日付け北海道警察本部告示第247号

7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

- (1) 名称 北海道警察本部総務部会計課
- (2) 所在地 札幌市中央区北2条西7丁目

北海道警察本部告示第359号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

令和5年6月23日

北海道警察本部長 鈴木信弘

1 落札に係る物品等の名称及び数量

警察官(男性)用合ワイシャツ 3,540枚

2 落札を決定した日

令和5年6月9日

3 落札者の氏名及び住所

- (1) 氏名 榎本商事株式会社
(2) 住所 札幌市中央区南3条東4丁目1番地2
- 4 落札金額
30,217,440円
- 5 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 6 一般競争入札の公告
令和5年4月28日付け北海道警察本部告示第248号
- 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
(1) 名称 北海道警察本部総務部会計課
(2) 所在地 札幌市中央区北2条西7丁目

- (1) 名称 北海道警察本部総務部会計課
(2) 所在地 札幌市中央区北2条西7丁目

北海道警察本部告示第360号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

令和5年6月23日

北海道警察本部長 鈴木信弘

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量
- | | |
|--------------------|------|
| (1) 警察官（女性）用合服上衣 | 314着 |
| (2) 警察官（女性）用合スカート | 85枚 |
| (3) 警察官（女性）用合ベスト | 187着 |
| (4) 警察官（女性）用合ズボン | 316本 |
| (5) 警察官（女性）用合ワイシャツ | 859枚 |
| (6) 警察官（女性）用合活動服 | 203着 |
- 2 落札を決定した日
令和5年6月9日
- 3 落札者の氏名及び住所
(1) 氏名 榎本商事株式会社
(2) 住所 札幌市中央区南3条東4丁目1番地2
- 4 落札金額
28,708,141円
- 5 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 6 一般競争入札の公告
令和5年4月28日付け北海道警察本部告示第249号
- 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地